

2019年度強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)実施要綱

1 研修の目的

本研修は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービス事業所における強度行動障害に係る支援手法の浸透や、適切な支援を実施可能な人材の育成、また、強度行動障害のある人に対する適切な支援計画を作成可能な人材の育成を目的とします。

2 研修期日

(1) 東部会場

【基礎研修】

開催日		会場
1日目	7月17日(水)	ふじのくに千本松フォーラム「プラサ ヴェルデ」 301・302会議室 (静岡県沼津市大手町1-1-4)
2日目	7月18日(木)	

【実践研修】

開催日		会場
1日目	7月22日(月)	ふじのくに千本松フォーラム「プラサ ヴェルデ」 301・302会議室 (静岡県沼津市大手町1-1-4)
2日目	7月23日(火)	

(2) 西部会場

【基礎研修】

開催日		会場
1日目	8月19日(月)	アクトシティ浜松 コングレスセンター31会議室 (静岡県浜松市中区板屋町111-1)
2日目	8月20日(火)	

【実践研修】

開催日		会場
1日目	8月21日(水)	アクトシティ浜松 コングレスセンター31会議室 (静岡県浜松市中区板屋町111-1)
2日目	8月26日(月)	

※ 各会場とも、受講者用に駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用いただくか、付帯及び近隣の有料駐車場をご利用ください。

3 主催

特定非営利活動法人 静岡県作業所連合会・わ

4 研修内容及び日程

別紙日程表のとおり

5 受講対象者

【基礎研修・実践研修 共通】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービス事業所等において、知的・精神に障害のある児者を対象とした業務に従事している者。もしくは今後従事する予定のある者。

【実践研修】

本研修の基礎研修の受講を予定し、その修了が見込まれる者。または強度行動障害支援者養成研修基礎課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。

6 受講定員

(1) 東部会場

【基礎研修・実践研修】

各150名程度

(2) 西部会場

【基礎研修・実践研修】

各150名程度

7 研修科目の免除

【基礎研修・実践研修 共通】

行動援護従業者養成研修課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、全科目を免除します。

8 受講申込み方法及び注意事項

別紙申込書（Excel ファイル）の申込書1シート及び申込書2シートを記入し、下記メールアドレスへ Excel ファイルを送信してください。

また、送信の際には、件名に「強度行動障害支援者養成研修申込書」と入れてください。

なお、基礎研修・実践研修とも各会場の定員に達し次第、受付を終了します。

申込書提出先メールアドレス：

siz-syojyu6234@ssrwa.org

申込み期限：

東部会場：2019年7月5日（金）

西部会場：2019年8月2日（金）

《注意事項》

- ① 申込書 1 は法人単位で作成してください。
- ② 申込書 1 の連絡メールアドレスは十分に確認の上、記載ミス等無いようにしてください。
- ③ 申込書 2 は受講者 1 名ずつ作成し、同一法人で複数名の申込みをする場合は、受講優先順位欄に必ず記載をしてください。
- ④ 申込み後、申込書 1 に記載の連絡メールアドレスへ申込み受付メールを送ります。2 日以内に受付メールが届かない場合は、送受信の不具合のおそれがありますので、必ず本研修事務局までお電話にてご連絡ください。
- ⑤ 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱に従い、静岡県へ報告します。

9 受講者の決定と通知

選考にあたっては、法人単位の申込み人数及びサービス事業所への配置状況（予定含む）等を勘案の上決定し、申込書 1 に記載の法人住所へ受講決定通知書を送付します（通知は順次発送）。

なお、やむを得ない事情により受講者の辞退・入替等を希望する場合は、速やかに本研修事務局までご相談ください。

10 受講費用と納入方法

受講者 1 名につき、下記金額を徴収します。

【基礎研修】

20,000円

【実践研修】

15,000円

受講決定通知書に請求書を同封しますので、記載の振込先へ下記期日までに入金の上、本研修事務局まで振込日付・振込人名義をお電話にてご連絡ください。

東部会場：2019年7月12日(金) 西部会場：2019年8月9日(金)

なお、受講費用はいかなる理由があっても返金しません。

また、研修会場への旅費・滞在費等は受講者負担とします。

11 修了認定

基礎研修・実践研修とも、それぞれの全過程を修了した者に、静岡県知事より事業者の指定を受けた特定非営利活動法人静岡県作業所連合会・わより、修了証を授与します。

なお、下記のいずれかに該当する者に対しては、修了証を交付しません。

- ① 講義に遅れた場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く）
- ② 欠席・早退・離席等により、カリキュラムを一部でも受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作等、受講態度がふさわしくない場合
- ④ 受講中、必要な課題の提出がない場合または著しい不備が認められた場合

12 その他

- ① 基礎研修・実践研修とも、研修初日に運転免許証、健康保険証等による本人確認を行います。
- ② 実践研修のみ受講する場合は、上記に加え、強度行動障害支援者養成研修基礎課程の事業を行った者から交付された修了証の提示が必要となります。

問い合わせ先

特定非営利活動法人 静岡県作業所連合会・わ

強度行動障害支援者養成研修事務局 担当:遠藤

TEL:054-275-0070

E-mail:siz-syojyu6234@ssrwa.org